

自動通報サービス契約約款

東邦ガス株式会社

現行	変更後
<p>(サービス内容)</p> <p>第1条 (1) 自動通報装置を利用した自動通報サービス(以下、「本サービス」という。)は、自動通報装置の設置場所である集合住宅のご入居者さまからのご連絡に基づき本サービス対象のガスメーターの遮断弁を遠隔操作すること、および当該ガスメーターが遮断等の作動を行った際の通報を当社からご入居者さまに電話でご連絡するものです。</p> <p>(2) 本サービスは、原則として、当社の都市ガスメーターが設置された5戸以上の居室を有する集合住宅において、当該集合住宅の全戸数分を契約戸数として、ご契約いただくものとします。</p> <p>(3) 前項に規定する集合住宅において、同一敷地内に複数棟の集合住宅が存在する場合は、各棟単位で、1棟以上の申込みをいただくものとします。</p> <p>(4) 本サービスは、原則として、対象となる集合住宅の所有者さま、または対象となる集合住宅を管理する法人格を有する管理組合さま等(ただし、法人格を有さない管理組合さま等の場合はその代表者さま)とご契約させていただくものとします。</p> <p>(5) 本サービスは日本語のみでのご提供となります。</p> <p>(期間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(自動通報装置の設置と本サービスの開始)</p> <p>第3条 (1) 本サービスをご提供するにあたり、対象のガスメーターと当社監視センターで通信を行うため、ご利用場所に自動通報装置を設置し、「自動通報サービス利用申込書」に記載された本サービスを利用する集合住宅の各入居者の電話回線等(以下、「ご入居者さま電話回線」という。)に接続します。</p> <p>(2) 本サービスをご提供するにあたり、ご契約者さまは、お申込み日(契約日)をもってご入居者さま電話回線を当社が利用することについて、各入居者の同意を得ていることを保証するものとします。</p> <p>(3) 自動通報装置は、ご入居者さま電話回線の種別や建物構造等により、無線方式または有線方式のいずれかを設置させていただきます。</p> <p>(4) 本サービスをご提供するにあたり、ご入居者さま電話回線の種類をお知らせいただけます。電話番号や電話回線の種類を変更される時(アナログ回線・ADSL回線・ISDN回線・ケーブルプラス電話回線・光電話等への変更の場合)は当社までご連絡ください。</p> <p>(5) ご入居者さま電話回線の種別や、ご入居者さまが所有する電話等の通信機器によっては、本サービスを提供できないことがあります。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>(契約内容の変更等)</p> <p>第9条 (1) 当社は、契約期間中であっても、利用料金の増額改定(ただし、本約款第4条(4)の場合を除きます。)をお願いすることがあります。この場合、ご利用料金の改定に先立ってこの旨をお知らせしますので、新料金による契約をご承諾いただけないときは当社までお申し出ください。当社はお申し出を受け次第本契約を終了します。お申し出のない場合、本契約は自動的に更新します。</p>	<p>(サービス内容)</p> <p>第1条 (1) 自動通報装置を利用した自動通報サービス(以下、「本サービス」という。)は、自動通報装置の設置場所である集合住宅のご入居者さまからのご連絡に基づき本サービス対象のガスメーターの遮断弁を遠隔操作すること、および当該ガスメーターが遮断等の作動を行った際の通報を当社からご入居者さまに電話でご連絡するものです。</p> <p>(2) 本サービスは、原則として、当社の都市ガスメーターが設置された5戸以上の居室を有する集合住宅において、当該集合住宅の全戸数分を契約戸数として、ご契約いただくものとします。</p> <p>(3) 前項に規定する集合住宅において、同一敷地内に複数棟の集合住宅が存在する場合は、各棟単位で、1棟以上の申込みをいただくものとします。</p> <p>(4) 本サービスは、原則として、対象となる集合住宅の所有者さま、または対象となる集合住宅を管理する法人格を有する管理組合さま等(ただし、法人格を有さない管理組合さま等の場合はその代表者さま)とご契約させていただくものとします。</p> <p>(5) 本サービスは日本語のみでのご提供となります。</p> <p>(6) 本約款は、当社が提供する本サービスの利用に関し、本サービスを利用するご契約者さまおよびご入居者さまに適用されるものとします。なお、当社はご契約者さまに対し、本約款を記載した書面を交付する方法または本約款を記録した電磁的記録を提供する方法により、本約款の内容を示すものとします。また、ご契約者さまは、ご入居者さまに対し、本契約の内容を周知するものとします。</p> <p>(期間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(本サービスの申込みおよび自動通報装置の設置等)</p> <p>第3条 (1) 本サービスの利用を希望される集合住宅の所有者さま、または管理組合さま等は、あらかじめ本約款を承諾のうえ、当社所定の申込書により、お申し込みいただけます。</p> <p>(2) 本サービスをご提供するにあたり、対象のガスメーターと当社監視センターで通信を行うため、ご利用場所に自動通報装置を設置し、「自動通報サービス利用申込書」に記載された本サービスを利用する集合住宅の各入居者の電話回線等(以下、「ご入居者さま電話回線」という。)に接続します。</p> <p>(3) 本サービスをご提供するにあたり、ご契約者さまは、お申込み日(契約日)をもってご入居者さま電話回線を当社が利用することについて、各入居者の同意を得ていることを保証するものとします。</p> <p>(4) 自動通報装置は、ご入居者さま電話回線の種別や建物構造等により、無線方式または有線方式のいずれかを設置させていただきます。</p> <p>(5) 本サービスをご提供するにあたり、ご入居者さま電話回線の種類をお知らせいただけます。電話番号や電話回線の種類を変更される時(アナログ回線・ADSL回線・ISDN回線・ケーブルプラス電話回線・光電話等への変更の場合)は当社までご連絡ください。</p> <p>(6) ご入居者さま電話回線の種別や、ご入居者さまが所有する電話等の通信機器によっては、本サービスを提供できないことがあります。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>(契約内容の変更等)</p> <p>第9条 (1) 当社は、契約期間中であっても、利用料金の増額改定(ただし、本約款第4条(4)の場合を除きます。)をお願いすることがあります。この場合、ご利用料金の改定に先立ってこの旨をお知らせしますので、新料金による契約をご承諾いただけないときは当社までお申し出ください。当社はお申し出を受け次第本契約を終了します。お申し出のない場合、本契約は自動的に更新します。</p>

- (2) 当社は、本約款を変更させていただくことがあります。この場合、本契約に先立ってこの旨をお知らせしますので、変更後の約款をご承諾いただけない場合は当社まで申し出ください。当社は申し出を受け次第本契約を終了します。
- (3) ご契約終了に際しては、当社は自動通報機能を停止いたします。ただし、電話検針を続けさせていただく場合がありますので、自動通報装置を設置場所に引き続き置かせていただくことがあります。

第10条～第13条（略）

（お客さま情報の利用目的）

第14条 当社はガス・電気・熱等の各種のエネルギーをお客さまにご利用いただくにあたり、各種の申込みの受付、保安点検、機器販売、各種工事等の機会に、当社が直接または業務委託先等を通じて、または電話帳・住宅地図等の刊行物等によりご契約者さまおよびご入居者さまの個人情報（お客さまのお名前、ご住所、電話番号等）を取得いたしますが、これらの個人情報は以下の目的に利用させていただきます。

- ①エネルギー供給およびその普及拡大
- ②エネルギー供給設備工事
- ③エネルギー供給設備・消費設備（厨房、給湯、空調等）の保安
- ④漏洩・火災自動通報、供給の遠隔操作等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- ⑤エネルギー消費機器・警報器等の機器・住宅設備等の販売（リース・レンタル等を含む）、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- ⑥上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積、研究開発
- ⑦その他上記①から⑥に付帯する事業ならびに関連する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、口座振替先の金融機関、情報処理会社、協力会社（ENEDO、工会社等）等に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で当該個人情報の取扱いに関する契約を結ぶ等、当該業務委託先に対して適切な監督を行います。

- (2) 当社は、次に掲げる場合には、民法548条の4の規定に基づいて、本約款の内容を変更することにより、変更後の本約款の条項について合意があったものとみなし、個別にご契約者さまと合意することなく本約款の内容を変更できるものとします。

①本約款の変更が、ご契約者さまおよびご入居者さまの一般の利益に適合するとき。

②本約款の変更が、ご契約者さまが契約をした目的に反せず、かつ、本約款変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らして、本約款の変更が合理的であるといえるとき。

- (3) 当社は、本条(2)に定める本約款の変更を行う場合、あらかじめ効力発生時期を定めて、郵便物あるいは当社のウェブサイトへの掲示等の手段で、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期をご契約者さまに周知するものとします。ご契約者さまは、通知された変更内容に同意しない場合は、速やかに本サービスの利用契約の解約手続きを行うものとします。なお、本条により、本約款の変更を行ったことおよび本サービスの利用契約が解約されたことにより、ご契約者さまおよびご入居者さまならびにその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (4) ご契約終了に際しては、当社は自動通報機能を停止いたします。ただし、電話検針を続けさせていただく場合がありますので、自動通報装置を設置場所に引き続き置かせていただくことがあります。

第10条～第13条（略）

（お客さま情報の利用目的）【削除】

第14条

【お客さま情報の利用目的について】

当社は、ガス・電気・熱等の各種のエネルギーや各種サービスをお客さまにご利用・ご検討いただくにあたり申込みの受付やお問い合わせ、保安点検、機器販売、各種工事等の機会に、当社が直接または業務委託先等を通じて、または電話帳・住宅地図等の刊行物等により、お客さま情報（お客さまのお名前、ご住所、電話番号、Eメールアドレス等）を取得いたしますが、これらのお客さま情報は以下の目的に利用させていただきます。

- ①エネルギー供給およびその普及拡大
- ②エネルギー供給設備工事
- ③エネルギー供給設備・消費機器（厨房、給湯、空調等）の保安
- ④漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- ⑤エネルギー消費機器・警報器等の機器・住宅設備等の販売（リース・レンタル等を含む）・設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- ⑥通信サービスの提供
- ⑦エネルギー供給・利用およびその普及拡大に関連する生活支援サービスの提供
- ⑧上記各種事業に関連する当社、当社グループ会社、協力会社（ENEDO、工会社等）または当社提携先のサービス・商品のお知らせ・PR
- ⑨上記①から⑧の事業に関連するサービス・商品に関する調査・データ集積・分析、研究開発
- ⑩その他上記①から⑨に付帯する事業ならびに関連する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、口座振替先の金融機関、情報処理会社、協力会社（ENEDO、工会社等）等に業務の一部を委託することがあります。その際、当社はこれらの業務委託先に必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で、当該お客さま情報の取扱いに関する契約を結ぶ等、当該業務委託先に対して適切な監督を行います。